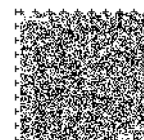
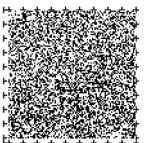


第1章 計画策定にあたって



(障害者週間の展示)





1. 計画策定の背景と趣旨

障害者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に貫かれた障害者権利条約¹は、我が国においては、平成26(2014)年1月に批准されました。翌年には国連総会において世界の経済や社会、環境などの開発問題に対応するため、令和12(2030)年までに達成すべき17の項目、169の達成基準からなるSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択され、障害福祉に関連する項目として、「3 すべての人に健康と福祉を」をはじめとする6項目が示されました。

「障害者基本計画(第4次)」は、これらを踏まえて国が策定した計画です。その基本理念は、障害者基本法²第1条に規定される「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を示すことであり、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則としています。

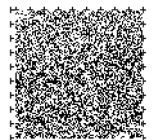
本市では、国の「障害者基本計画(第4次)」及び埼玉県の「第5期埼玉県障害者支援計画」を踏まえつつ、「第6次坂戸市総合振興計画」をはじめ、市の各種福祉計画との整合・連携を図った「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第5期)・坂戸市障害児福祉計画(第1期)」を平成30(2018)年3月に策定し、障害のある人の地域での暮らしを支える取組と、すべての人が住み慣れた地域でともに豊かに生きることのできるまちづくりを進めてきました。

この度、各計画の最終年度にあたり、本市に暮らすすべての人が等しく尊重され、生きがいを持ち安心して暮らすことのできる共生社会づくりを、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式³」のもとでさらに進めるため、後継計画となる「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第6期)・坂戸市障害児福祉計画(第2期)」を策定することとしました。

¹ 障害者権利条約:障害者の人権や基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等を規定する、障害者に関する初めての国際条約。

² 障害者基本法:障害者に関する最も基本となる法律で、障害者の自立及び社会参加を支援するための施策についての基本的な理念を定め、国及び地方公共団体等が取り組むべき責務を明らかにしている。

³ 新しい生活様式:自分自身や周りの人、地域を新型コロナウイルスの感染から守るために、各人の日常生活において実践することが望ましい生活の仕方。厚生労働省のホームページでは、「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的な生活様式」、「日常生活の各場面別の生活様式」、「働き方の新しいスタイル」のそれぞれについて、実践例が示されている。



2. 計画の位置付け

(1) 計画の根拠法令

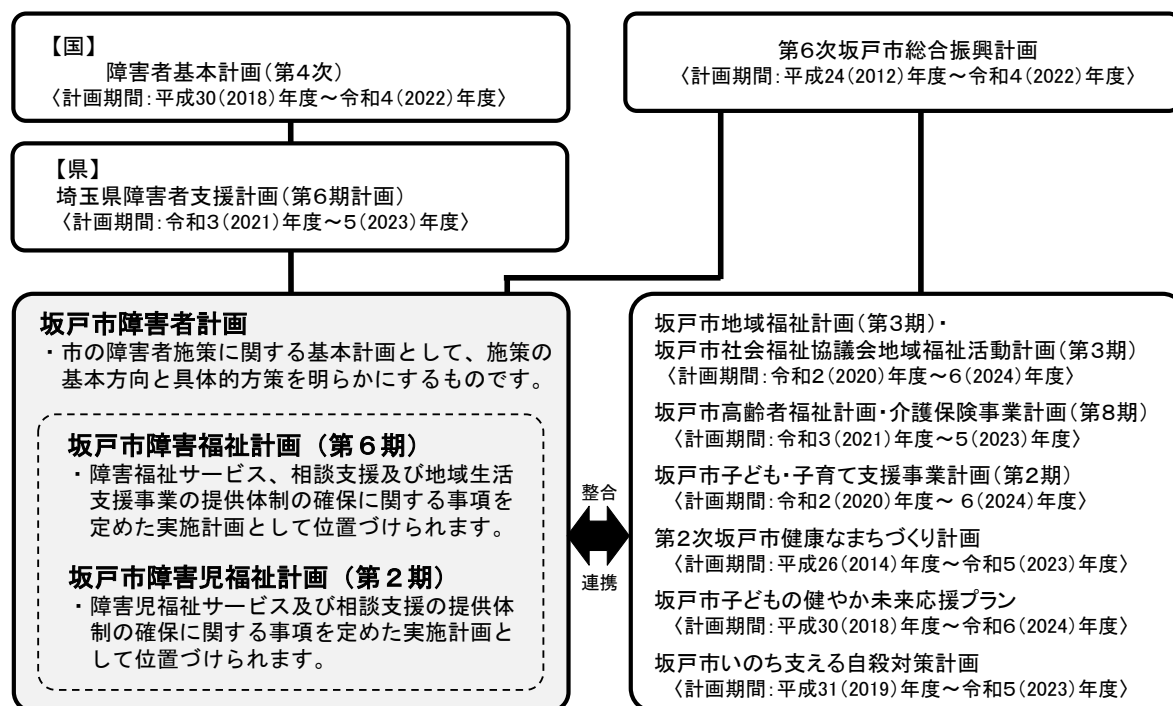
本計画の根拠法令は以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の性格
坂戸市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
坂戸市障害福祉計画 (第6期)	障害者総合支援法 ⁴ 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
坂戸市障害児福祉計画 (第2期)	児童福祉法 ⁵ 第33条の20第1項	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

(2) 計画の位置付け

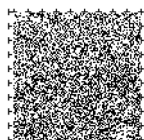
本計画は、国や埼玉県が策定した関連計画及び「第6次坂戸市総合振興計画」をはじめ、市が策定した各種の計画と整合・連携し、今後、市が取り組むべき障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画です。

また、同時に、市民や事業者、各種団体などが自主的、積極的かつ計画的な活動を行うための指針となるものです。



⁴ 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律):障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを総合的に行い、障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重され安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としている。

⁵ 児童福祉法:児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。



3. 計画の期間

本計画は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間を計画期間とします。
なお、計画期間中においても、法律や指針、社会情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条で以下のとおり「障害者」と定義された人を施策の対象とします。ただし、具体的な福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

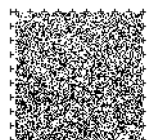
(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害⁶を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、すべての市民が尊重され安心して暮らしができる共生社会づくりを推進する本計画では、すべての市民が計画の対象者です。

⁶ 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であつて、通常、低年齢において発現するものをいう。同じ人に、複数のタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため同じ障害がある人同士でも全く似ていないように見えることがある。個人差が大きいことが発達障害の特徴となっている。



5. 計画の策定体制

本計画の策定は、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることを基本とするため、以下の体制で行いました。

■「坂戸市障害者計画等審議会」の設置

障害者団体の代表者、福祉・医療・教育等に関連する職務従事者及び公募に応じた一般市民等から構成された審議会であり、本計画の策定に必要な審議を実施し、結果を計画に反映させています。

■「坂戸市障害者計画等庁内推進会議」の設置

庁内関係課職員から構成された会議体であり、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。

■障害者福祉に関するアンケートの実施

計画策定の基礎資料とするため、障害のある人や難病⁷患者の生活状況や意見・要望を把握するためのアンケート調査で、本計画の策定のための課題の抽出などを行い、結果を計画に反映させています。

■計画素案に対する市民コメントの実施

本計画(素案)の内容について広く市民の意見を募集するため、坂戸市市民参加条例第14条に基づいて実施し、得られた市民コメントを、適宜計画に反映させています。

⁷ 難病:治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病。令和元(2019)年7月時点で 333 の難病が医療費の助成対象に指定されている。完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ普通に生活ができる状態になっている疾病が多くなっているため、現在「病気をもちながら働く(働き続ける)」ことが大きな課題となっています。

